

本會は、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を期すことを目的として、労働者相互の協力を促進し、労働争議の解決に努むることを宗旨とする。本會は、労働者の福利を增进し、労働者の生活の向上に努むることを宗旨とする。本會は、労働者の健康を維持し、労働者の安全を確保することを宗旨とする。本會は、労働者の教育を促進し、労働者の技能の向上に努むることを宗旨とする。本會は、労働者の意見を反映し、労働者の権利を擁護することを宗旨とする。本會は、労働者の生活を安定し、労働者の生活の向上に努むることを宗旨とする。本會は、労働者の健康を維持し、労働者の安全を確保することを宗旨とする。本會は、労働者の教育を促進し、労働者の技能の向上に努むることを宗旨とする。本會は、労働者の意見を反映し、労働者の権利を擁護することを宗旨とする。本會は、労働者の生活を安定し、労働者の生活の向上に努むることを宗旨とする。

労働者協議會大阪支所

財団法人協調會大阪支所

八 争議解決

本争議ニ關シ不絶監視中ニアリシ兵庫縣特高課及調停課並所屬警  
 合警察署ハ調停ニ盡力シタル結果九月十八日夜十二時ニ至リ左記  
 ノ如キ覺書條件ニヨリテ圓滿ニ解決シ十九日覺書ニ調印シ二十二  
 日カタ一齊ニ就業スルコトニナツタ

覺書

日本エヤープレーキ株式会社ノ争議ニ關シ今回勞資間ヲ斡旋シ左  
 ノ條件ニヨリ解決シタルヲ以テ覺書三通ヲ作成シ各當事者及關係  
 者ニ於テ保管ス

一 左記(一)(二)ノ三項目ハ就業ト全時ニ之ヲ適用スルコト

(一) 一般臨時増給ハ日給一圓五拾錢以下ノ者ニ對シテハ最低七錢  
 其他ノ者ニ對シテハ最低參錢トス

(二) 職工退職手當規則第二條ヲ左ノ通り改ムルコト

「特殊ノ事情アル場合又ハ會社ニ對シ功勞アリト認ムルモノ